

新潟市廃棄物処理施設設置に係る専門家意見聴取要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2第3項、第9条第2項、第15条の2第3項及び第15条の2の6第2項の規定による廃棄物処理施設の設置に関する専門家の意見聴取を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において廃棄物処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条の2の規定による一般廃棄物処理施設及び政令第7条の2の規定による産業廃棄物処理施設とする。

(依頼)

第3条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の3及び第12条の3に定める事項について専門的知識を有する者のうちから生活環境影響調査審査員（以下「審査員」という。）を依頼する。

(依頼期間)

第4条 審査員の依頼期間は、2年とする。ただし、審査員の欠員による補充の場合は、前任者の残任期間とする。

2 審査員の再任は、これを妨げない。

(意見の聴取)

第5条 市長は審査員から意見を聴取する。

2 審査員は、廃棄物処理施設の設置許可申請書又は変更許可申請書に添付された生活環境影響調査書の内容について、次に掲げる事項につき意見を述べるものとする。

- (1) 廃棄物の処理
- (2) 大気質
- (3) 騒音
- (4) 振動
- (5) 悪臭
- (6) 水質
- (7) 地下水
- (8) その他必要な事項

(庶務)

第6条 本意見聴取に係る庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第7条 これに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。